

【別紙】

産業分類及び職業分類表(進路・就職報告用)

◇産業分類表 全部で39項目あります。 / 39 items

産業分類 / Industrial Classification		説明 / Description
農業・林業 AGRICULTURE AND FORESTRY	A	耕種農業, 畜産農業, 農業サービス業(園芸サービス業を除く), 園芸サービス業, 育林業, 素材生産業, 特用林産物生産業(さご類の栽培を除く), 林業サービス業, その他の林業
漁業 FISHERIES	B	海面漁業, 内水面漁業, 海面養殖業, 内水面養殖業
鉱業・採石業・砂利採取業 MINING AND QUARRYING OF STONE AND GRAVEL	C	金属鉱業, 石炭・亜炭鉱業, 原油・天然ガス鉱業, 採石業, 砂・砂利・玉石採取業 ※石炭からのコークス製造, 石油の精製→E4 ガスを製造し, 導管により供給する事業所→F
建設業 CONSTRUCTION	D	一般土木建築工事業, 土木工事業, 舗装工事業, 建築工事業, 木造建築工事業, 建築リフォーム工事業, 大工工事業, 電気工事業 ※屋外広告業→L3 看板書き業→R2
製造業(食料品・飲料・たばこ・飼料製造業) MANUFACTURE OF FOOD, BEVERAGES, TOBACCO AND FEED	E1	畜産・水産食料品・農産保存食料品製造業, 調味料製造業, パン・菓子製造業, 飲料製造業, 葉たばこ処理業, 水・有機質肥料, 家畜・家きんの飼料等製造業, 各飲料食料品製造業
製造業(繊維工業) MANUFACTURE OF TEXTILE MILL PRODUCTS	E2	製糸・紡績・織物糸・ニット生地・網地・フェルト製造業, 染色整理及び衣服の縫製など繊維製品製造業 ※グラスウール, ロックウールなどの紡績をおこなう事業所→E10 ※個人の注文により店持ちの布地を用いて洋服の仕立てを行う洋服店→I2 ※個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所→N
製造業(印刷・同関連業) PRINTING AND ALLIED INDUSTRIES	E3	印刷業, 製版業, 製本業, 印刷物加工業, 印刷関連サービス業
製造業(化学工業, 石油・石炭製品製造業) MANUFACTURE OF CHEMICAL, PETROLEUM AND COAL PRODUCTS	E4	化学肥料製造業, 無機化学工業製品製造業, 有機化学工業製品製造業, 石油精製業, 油脂加工品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業, 医薬品製造業, 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業, プラスチック製品製造業, ゴム製品製造業
製造業(鉄鋼業, 非鉄金属・金属製品製造業) MANUFACTURE OF IRON AND STEEL, NON-FERROUS METALS AND FABRICATED METAL	E5	製鉄業, 製鋼・製鋼圧延業, 製鋼を行わない鋼材製造業, 表面処理鋼材製造業, 鉄素形材製造業, 非鉄金属第1次製錬・精製業, 非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金精製業を含む), 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む), 電線・ケーブル製造業, 非鉄金属素形材製造業, プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業, ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業, 核燃料製造業
製造業(はん用・生産用・業務用機械器具製造業) MANUFACTURE OF GENERAL-PURPOSE, PRODUCTION AND BUSINESS ORIENTED	E6	ボイラ・原動機製造業, ポンプ・圧縮機器製造業, 一般産業用機械・装置製造業, 農業用機械製造業(農業用機器を除く), 建設機械・鉱山機械製造業, 繊維機械製造業, 生活関連産業機械製造業, 基礎素材産業用機械製造業, 金属加工機械製造業, 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業, サービス用・娯楽用機械器具製造業, 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量器器具・理化学機械器具製造業, 事務用機械器具製造業, 医療用機械器具・医療用品製造業, 光学機械器具・レンズ製造業, 武器製造業
製造業(電子用品・デバイス・電子回路製造業) ELECTRONIC PARTS, DEVICES AND ELECTRONIC CIRCUITS	E7	電子デバイス製造業, 電子部品製造業, 記録メディア製造業, 電子回路製造業, ユニット部品製造業, ※電子計算機・同付属装置, 通信機械器具・同関連機械器具製造業→E8
製造業(電気・情報通信機械器具製造業) MANUFACTURE OF ELECTRICAL MACHINERY, INFORMATION AND COMMUNICATION	E8	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業, 産業用電気機械器具製造業, 民生用電気機械器具製造業, 電球・電気照明器具製造業, 電池製造業, 電子応用装置製造業, 電気計測機器製造業, 通信機械器具・同関連機械器具製造業, 映像・音響機械器具製造業, 電子計算機・同付属装置製造業 ※絶縁電線及びケーブル製造業→E5
製造業(輸送用機械器具製造業) MANUFACTURE OF TRANSPORTATION EQUIPMENT	E9	自動車・同附属品製造業, 鉄道車両・同部分品製造業, 船舶製造・修理業, 船舶用機関製造業, 航空機・同附属品製造業, 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業, 自転車・同部分品製造業, その他の輸送用機械器具製造業 ※船体塗装業→D
製造業(その他の製造業) MISCELLANEOUS MANUFACTURING INDUSTRIES	E10	木材・木製品製造業, 家具・装備品製造業, パルプ・紙・紙加工品製造業, なめし革・度製品・毛皮製造業, 窯業・土石製品製造業, 貴金属・宝石製品製造業, 装身具・装飾品・ボタン・同関連商品製造業, 時計・同部分品製造業, 楽器製造業, 漆器製造業, がん具・運動用具製造業, ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業, 量等生活雑貨製品製造業
電気・ガス・熱供給・水道業 ELECTRICITY, GAS, HEAT SUPPLY AND WATER	F	電気業, ガス業, 熱供給業, 上水道業, 工用水道業, 下水道業 ※天然ガスの採取を行う事業所→C

情報通信業 INFORMATION AND COMMUNICATIONS	G	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
運輸業・郵便業 TRANSPORT AND POSTAL ACTIVITIES	H	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附随するサービス業、郵便事業株式会社が行う郵便業(信書便事業を含む) ※郵便局→Q
卸売業・小売業(卸売業) WHOLESALE TRADE	I1	卸売業、総合商社、貿易商社、問屋、製造問屋、商會会社、代理商、仲立業、日本たばこ産業株式会社(工場を除く)
卸売業・小売業(小売業) RETAIL TRADE	I2	個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの及び産業用使用者に少量又は小額に商品を販売する事業所
金融業・保険業(金融業) FINANCE	J1	銀行業、郵便貯金銀行、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、政府関係金融機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等
金融業・保険業(保険業) INSURANCE	J2	保険業(郵便保険を含む、あらゆる形態の保険業)、保険代理業、保険会社及び保険契約者に対する保険サービスを行う事務所、農業及び漁業に係る共済事業を行う事務所、漁船保険を行う事務所 ※社会保険事業→P2, 又はS1
不動産業・物品賃貸業(不動産取引・賃貸・管理業) REAL ESTATE AGENCIES, REAL ESTATE LESSORS AND MANAGERS	K1	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、不動産賃貸業、不動産管理業
不動産業・物品賃貸業(物品賃貸業) GOODS RENTAL AND LEASING	K2	産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、映画・演劇用品賃貸業、その他の物品賃貸業 ※船舶を貸渡する事業所→H 映画館、劇場、競馬場などの施設を賃貸する事業所→N
学術研究、専門・技術サービス業 (学術・開発研究機関) SCIENTIFIC AND DEVELOPMENT RESEARCH INSTITUTES	L1	学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所
学術研究、専門・技術サービス業(法務) LEGAL-RELATED SERVICE	L2	法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所
学術研究、専門・技術サービス業 (その他の専門・技術サービス業) PROFESSIONAL AND TECHNICAL SERVICES, N.E.C.	L3	公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋特殊会社(日本郵政株式会社)、広告業、獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の専門・技術サービス業
宿泊業、飲料サービス業 ACCOMMODATIONS, EATING AND DRINKING SERVICES	M	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業 ※社会福祉施設の宿泊所→P2
生活関連サービス業、娯楽業 LIVING-RELATED AND PERSONAL SERVICES AND AMUSEMENT SERVICES	N	洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、家事サービス業、衣服縫製修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、娯楽業、映画館、興行場、興行団、競輪・競馬などの競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊技場、※映画・ビデオに付帯するサービスを行う事業所→G
教育、学習支援業(学校教育) SCHOOL EDUCATION	O1	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、学校教育支援機関
教育、学習支援業(その他の教育、学習支援業) MISCELLANEOUS EDUCATION, LEARNING SUPPORT	O2	公民館、図書館、博物館、動物園、青少年教育施設等の社会教育施設、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業
医療、福祉(医療業、保健衛生) MEDICAL SERVICES, PUBLIC HEALTH AND HYGIENE	P1	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、保健所、健康相談施設、検疫所(動物検疫所、植物検疫所を除く) ※主として医師・歯科医師の処方箋に基づく医薬品を調剤する事業所→I2 ※専ら医学、歯科理論の研究を目的としている研究所・試験所→L1 ※獣医業→L3
医療、福祉(社会保険・社会福祉・介護事業) SOCIAL INSURANCE AND SOCIAL WELFARE	P2	社会保険事業団体、福祉事務所、保育所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業
複合サービス事業 COMPOUND SERVICES	Q	郵便局(郵便局株式会社)、郵便局委託事業(簡易郵便局)、農林水産業協同組合
サービス業(他に分類されないもの)(宗教) RELIGION	R1	神道系、仏教系、キリスト教系並びにその他の宗教の各宗教系統ごとに、礼拝施設を備える宗教団体である神社、寺院、教会等及びこれらを包括する宗教団体の事務所である教務本庁、宗教所、教団事務所等
サービス業(他に分類されないもの)(その他) MISCELLANEOUS SERVICES, N.E.C.	R2	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業(製造と修理を分離し得ない各種機械等・同部品製造修理業など他に分類されないものを除く)、職業紹介・労働者派遣業、速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、集会場、と畜場、外国公館

公務(他に分類されるものは除く)(国家公務) NATIONAL GOVERNMENT SERVICES, EXCEPT ELSEWHERE CLASSIFIED	S1	国の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその他地方支分部局などであって、本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う事業所
公務(他に分類されるものは除く)(地方公務) LOCAL GOVERNMENT SERVICES, EXCEPT ELSEWHERE CLASSIFIED	S2	都道府県庁、市区役所、町村役場、地方公共団体の組合及びその他地方機関などであって、本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う事業所
上記以外 INDUSTRIES UNABLE TO CLASSIFY	Others	上記以外の産業及び分類不能または不明のもの

◇職業分類表 全部で44項目あります。 / 44 items

職業分類 / Occupational Classification		説明 / Description
研究者 Researchers	1	公的研究機関、大学附置研究所又は企業の研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、新たな理論・学説の発見又は技術上の革新を目標とする専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。
農林水産技術者 Agriculture, forestry, and fishery engineers	2	科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、農林水産業における企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。
製造技術者(開発) - 機械 Manufacturing engineers (development)-machinery	3	科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の開発・設計及び電気に関する技術の開発、施設の設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。
製造技術者(開発) - 電気 Manufacturing engineers (development)-electricity	4	科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の開発・設計及び電気に関する技術の開発、施設の設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。
製造技術者(開発) - 化学 Manufacturing engineers (development)-chemistry	5	科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の開発・設計及び電気に関する技術の開発、施設の設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。
製造技術者(開発) - その他 Manufacturing engineers (development)-others	6	科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の開発・設計及び電気に関する技術の開発、施設の設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。
製造技術者(開発除く) - 機械 Manufacturing engineers (except development)-machinery	7	科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導並びに発送電など電気に係る機器又は施設の工事・維持・管理など、「製造技術者(開発)」に含まれない技術的な仕事に従事するものをいう。
製造技術者(開発除く) - 電気 Manufacturing engineers (except development)-electricity	8	科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導並びに発送電など電気に係る機器又は施設の工事・維持・管理など、「製造技術者(開発)」に含まれない技術的な仕事に従事するものをいう。
製造技術者(開発除く) - 化学 Manufacturing engineers (except development)-chemistry	9	科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導並びに発送電など電気に係る機器又は施設の工事・維持・管理など、「製造技術者(開発)」に含まれない技術的な仕事に従事するものをいう。
製造技術者(開発除く) - その他 Manufacturing engineers (except development)-others	10	科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導並びに発送電など電気に係る機器又は施設の工事・維持・管理など、「製造技術者(開発)」に含まれない技術的な仕事に従事するものをいう。
建築・土木・測量技術者 Architects, civil engineers and surveyors	11	科学的・専門的知識と手段を応用し、建築・土木・測量における計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。
情報処理・通信技術者 Data processing and communication engineers	12	情報処理及び情報通信に関する専門知識・経験をもって、適用業務の分析、システムの企画、プログラムの開発、構築されたシステムの管理、通信ネットワークの構築・保守などについての技術的な仕事に従事するものをいう。
その他の技術者 Other specialist professionals	13	上記「農林水産技術者」～「情報処理・通信技術者」に含まれない科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。
教員 - 幼稚園 Kindergarten teachers	14	学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう)・専修学校・各種学校(学校教育に類する教育を行う施設をいう)・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。
教員 - 小学校 Elementary school teachers	15	学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう)・専修学校・各種学校(学校教育に類する教育を行う施設をいう)・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。
教員 - 中学校 Junior high school teachers	16	学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう)・専修学校・各種学校(学校教育に類する教育を行う施設をいう)・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。
教員 - 高等学校 Senior high school teachers	17	学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう)・専修学校・各種学校(学校教育に類する教育を行う施設をいう)・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。

教員 - 中等教育学校 Secondary educational school teachers	18	学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう)・専修学校・各種学校(学校教育に類する教育を行う施設をいう)・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。
教員 - 高等専門学校 Vocational school teachers	19	学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう)・専修学校・各種学校(学校教育に類する教育を行う施設をいう)・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。
教員 - 短期大学 Junior college professors	20	学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう)・専修学校・各種学校(学校教育に類する教育を行う施設をいう)・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。
教員 - 大学 University professors	21	学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう)・専修学校・各種学校(学校教育に類する教育を行う施設をいう)・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。
教員 - 特別支援学校 Special needs education school teachers	22	学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう)・専修学校・各種学校(学校教育に類する教育を行う施設をいう)・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。
教員 - その他の学校教員 Other teachers	23	専修学校、各種学校又は学校以外のその他の教育施設において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するものをいう。予備校の教員はこれに含まれるが、個人教授所(塾)の先生、家庭教師、生花師匠は「その他の専門的・技術的職業従事者」に分類される。
医師・歯科医師 Doctors and dental surgeons	24	医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的矯正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するもの、歯科医師の免許を有し、歯・その周囲組織及び口く(腔)に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
獣医師 Veterinary surgeons	25	獣医師の免許を有し、家畜・家きん・愛がん動物などの診療及び保健衛生指導、動物・畜産物の検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
薬剤師 Pharmacists	26	薬剤師の免許を有し、調剤、医薬品の供給、医薬品の製造の管理などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
保健師、助産師、看護師 Public health nurses, midwives, nurses	27	保健師、助産師、看護師等の免許を有し、保健指導、助産、傷病者等に対する療養上の世話などの仕事に従事するものをいう。
医療技術者 Medical technicians	28	診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、歯科技工士等の免許を有し、医師又は歯科医師の指示、指導等の下に、放射線の人体照射、生命維持管理装置の操作・保守、微生物学的検査、理学療法、歯科技工業務など上記「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」及び「保健師、助産師、看護師」に含まれない保健衛生に関連する技術的な仕事に従事するものをいう。言語聴覚士、歯科衛生士等。
その他の保健医療従事者 - 栄養士 Other health care workers	29	栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、給食施設における献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し(嗜)好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。
その他の保健医療従事者 - その他の保健医療従事者 Other health care workers	30	医療監視員、薬事監視員など上記「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」～「医療技術者」に含まれない専門的・技術的な医療・保健衛生の仕事に従事するものをいう。はり師、柔道整復師、医療監視員、食品衛生監視員、義肢装具士、医療施設における心理カウンセラー等。ただし、心理カウンセラー(医療・福祉施設を除く)は「その他の専門的・技術的職業従事者」に分類される。
その他の専門的・技術的職業従事者 Other specialist professionals	32	保育士、社会福祉主事、ケアマネージャー、裁判官、弁護士、弁理士、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、証券アナリスト、僧侶、小説家、記者、図書館司書、学芸員、カウンセラー(医療・福祉施設を除く)、OAインストラクター(教育施設以外)、職業スポーツ家、航空管制官、テレビ技術員、アナウンサー、茶道・生花などの個人教授、無線通信員、家庭教師、塾の先生等。
管理的職業従事者 Administrative and managerial workers	33	事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。議会議員、管理的公務員、法人・団体等の役員、法人・団体管理職員・経営者等。
事務従事者 Clerical workers	34	一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。一般事務従事者、受付案内事務員、秘書、コールセンターオペレーター、会計事務員、生産管理事務員、旅行社カウンター係、電気・ガス等の検針・集金人、市場調査員、キーパンチャー等。

販売従事者 Sales workers	35	有体的商品の仕入・販売、不動産・有価証券などの売買の仕事、有体的商品・不動産・有価証券などの売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事、商品の売 買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結、保険の代理・募集などの営業の仕事に従事するものをいう。小売・卸売店主、販売店 員、インテリアコーディネーター、商品バイヤー、不動産仲介人、株式トレーダー、両替人等。
サービス従事者 Service workers	36	個人の家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。家政婦、ホームヘルパー、歯科助手、美容師、クリーニング職、調理師、ウェ이터、航空客室乗務員、マンション管理人、観光通訳案内人、ツアーコンダクター、美容部員、モデル等。
保安職業従事者 Security workers	37	国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する仕事に従事するものも含まれる。防衛大学校学生、看守、ガードマン、建設現場誘導員等。
農林従事者 Agriculture and forestry workers	38	農作物の栽培・収穫、蚕の飼育、収繭、蚕種の製造、家畜・家きん・その他の動物(水産動物を除く)の飼育、林木・苗木・種子の育成・伐採・搬出・処分などの仕事及び山林における製炭・製薪の仕事及び農林業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。農夫、もやし製造者(工場生産)、厩務 員、動物園飼育係員、造園師、きり等。
漁業従事者 Fishery workers	39	海洋・河川・湖沼などの水域において、自然繁殖している水産動植物(両生類を含む)を採捕する仕事、人工的に水産動植物を育成、収穫する仕事、及びその他 の漁業・漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。漁夫、漁船船長、漁船航海士、漁船機関士、水産養殖作業者、漁場監視員等。
生産工程従事者 Manufacturing process workers	40	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。金属工作設備操作・監視員、洋裁 師、自動車整備工、板金工、CADオペレーター、アニメーター、製図工、塗装工等。
輸送・機械運転従事者 Transport and machine operation workers	41	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事するものをいう。電車運転士、バス運転手、船舶航海士、車掌、発電員、ボイラー技士、掘削機械運転工等。
建設・採掘従事者 Construction and mining workers	42	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事するものをいう。とび職、鉄筋工、大工、左官、電気工事作業者、土木作業員、坑内採鉱員等。
運搬・清掃等従事者 Carrying, cleaning and related workers	43	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事するものをいう。郵便配達員、沿岸荷役作業者、荷物運搬員、倉庫作業員、新聞配達員、ごみ収集作業員等。
上記以外のもの Workers not classified by occupation	44	上記以外の職業及び分類不能または不明のものをいう。